㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村大字角川字選田ケ沢一五三七、一五三九の三、字選田沢一五五七の一〇四、一五五七の一〇五、二八四二、字沼田一九七二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県上山市狸森字御所六八二の二、六八二の四、六八二の七、六八三の一、一七六三、一七六三の一、字キワダ清水七〇四の五から七〇四の七まで、七〇四の一四から七〇四の一六まで、一八〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県山形市大字常明寺字浦山五二九、五二九の一、五三〇、五三〇の一、五三〇の二、五三一の一、五三三、五三四、六七三から六七五まで、六七五の一、六七五の二、六七六、六七六の一から六七六の三まで、六七七、六七七の一、六七七の二、六七八から六八〇まで、六八〇の一、六八一、六八二、六八二の一、六八三、六八三の一、六八四、六八五、六八六の三、七二一、七六三の二、七六三の二六から七六三の三五まで、七六三の三七から七六三の五二まで、八一六、八二一の七から八二一の一二まで、八二二の一五、八二二の一六、八九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦山六八五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道石狩市厚田区厚田二二一一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美里町北長野字三船ケ谷一〇二七の三二、一〇二七の三三、一〇二七の三五から一〇二七の三七まで、一〇二七の三九から一〇二七の四一まで、一〇二七の四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県天童市大字山元字二ノ沢山二一三二の六・二一三二の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市三階町一八一四の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　解除の理由　道路用地とするため